

規制シート(様式)

(別紙1)

070194901080002

平成27年5月8日

規制の名称	古物商における相手方の真偽の確認方法	所管府省	警察庁
根拠法令等	古物営業法(昭和24年法律第108号)第15条第1項第2号 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第15条第2項	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	生活安全局生活安全企画課長 小田部 耕治
規制目的	盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資すること。		
規制内容の概要	古物商は、古物を買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、古物営業法第15条第1項各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	古物商における相手方の真偽の確認方法として、相手方から署名入りの文書の交付を受ける方法を追加(平成7年法改正) 古物商における相手方の真偽の確認方法として、相手方による電子署名が行われた電磁的記録の提供を受けること等の非対面による方法を追加(平成14年法改正)	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	古物営業法第15条第1項柱書では、「古物商は、古物を買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。」と規定し、同項第2号で上記措置の一つとして、「相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書(その者の署名のあるものに限る。)の交付を受けること。」と規定している。 また、古物営業法施行規則第15条第2項では、「法第15条第1項第2号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。」と規定している。 上記義務は、「盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資する」という古物営業法の目的を達成するために古物商に課せられている義務であり、維持する必要がある。 相手方の真偽の確認方法として電子タブレット等に対して行った手書きの署名を用いる方法については、古物商における当該方法の需要について調査を実施するなどした上で、その実施方法や古物営業法施行規則の改正の可否等について検討し、平成27年度内に結論を得ることとする。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持・改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>